

第45号議案

春日市特別職の職員で常勤のものゝ給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年6月11日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、市長、副市長及び教育長の給与について、時限的な減額措置を講じたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(昭和39年条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

- 3 令和2年7月1日から同年12月31日までの間(次項において「特例期間」という。)においては、特別職の職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合(次項において「減額割合」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
 - (1) 市長 100分の20
 - (2) 副市長 100分の15
 - (3) 教育長 100分の12
- 4 特例期間においては、特別職の職員に対する地域手当の支給に当たっては、地域手当の月額から、地域手当の月額に減額割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 5 前2項の規定により給料月額及び地域手当の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。